

# まちの防災みまもり袋 作成の手引き

平成20年版



練馬区

# はじめに

## (1) 「まちの防災みまもり袋」とは？

地域全体の“みまもり”活動により、地域に暮らす災害時要援護者をやさしく包むという意味をこめて「みまもり袋」と名づけました。

「まちの防災みまもり袋」は、防災会（町会・自治会）単位で災害時における住民同士の支援の仕組みをつくることをめざします。ひと言で言うなら、**災害時要援護者に対する支援などの手法を盛り込んだ、地域の防災行動マニュアル**です。

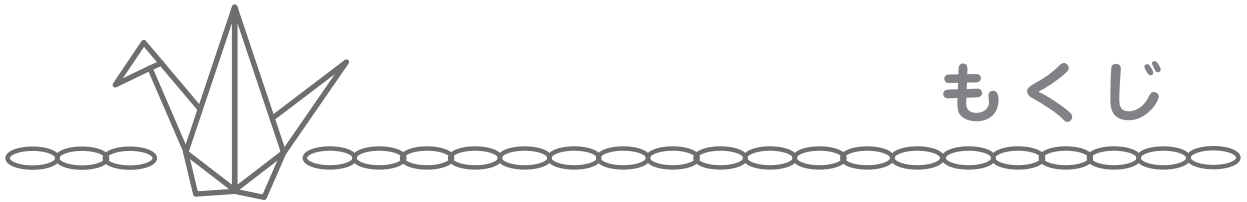
## (2) 「まちの防災みまもり袋」のつくり方

本冊子に沿って、防災会（町会・自治会）ごとの「みまもり袋」をつくります。

中身のつくり方や進め方については、本冊子で詳しく説明いたします。

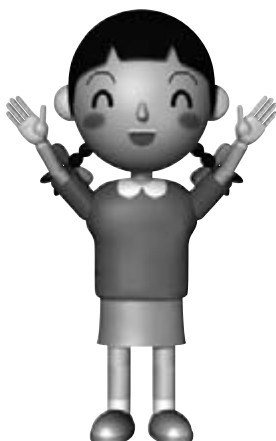
みなさんで話し合い、地域の状況に合った方法を選んで、地域のみまもり袋をつくりましょう。



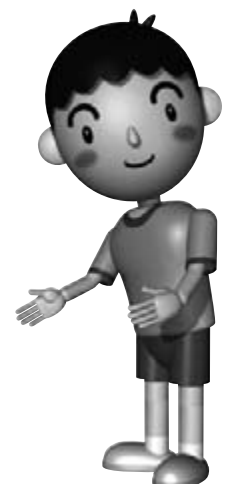


# もくじ

はじめに .....	1
<b>I 災害時要援護者支援における地域の重要性 .....</b>	<b>3</b>
<b>II 練馬区災害時要援護者登録制度について .....</b>	<b>6</b>
<b>III まちの防災みまもり袋のつくり方</b>	
<b>1 まちあるき .....</b>	<b>7</b>
災害時に役立つ地域資源や危険箇所の把握	
<b>2 マップづくり .....</b>	<b>12</b>
地域の情報の整理と支援方法の検討	
<b>3 防災みまもりカード .....</b>	<b>14</b>
災害時要援護者一人一人の支援を考えよう	
<b>4 災害発生時の災害時要援護者支援の流れ .....</b>	<b>22</b>
災害の発生から避難誘導までの計画づくり	
<b>参考資料1 「防災みまもりカード」を活用した安否確認方法 .....</b>	<b>28</b>
<b>参考資料2 災害時要援護者を支援するときは .....</b>	<b>33</b>



かけがえのない生命を救うために、みなさまのご協力をお願いします。



# I 災害時要援護者支援における地域の重要性

## (1) 災害時要援護者とは

災害時要援護者（以下、本文中では「要援護者」と表記します）とは、次のような人たちのことを言います。

- ① 災害の危険を察知することが困難である。
- ② 自分の身に危険が差し迫っても、救助者に助けを求めることができない、もしくは困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受け取ることや正しく理解することができない、もしくは困難である。
- ④ 危険を知らせる情報が送られてきても、それに対応して行動することができない、もしくは困難である。

要援護者の範囲をイメージで表すと、図1のようになります。

「まちの防災みまもり袋」の中では、**特に自力避難の難しい高齢者や障害者を要援護者の対象**として考えていますが、必ずしもそのような人だけに限定するのではなく、世帯特性や個別の事情などに配慮し、状況に応じて対象者とするものとします。

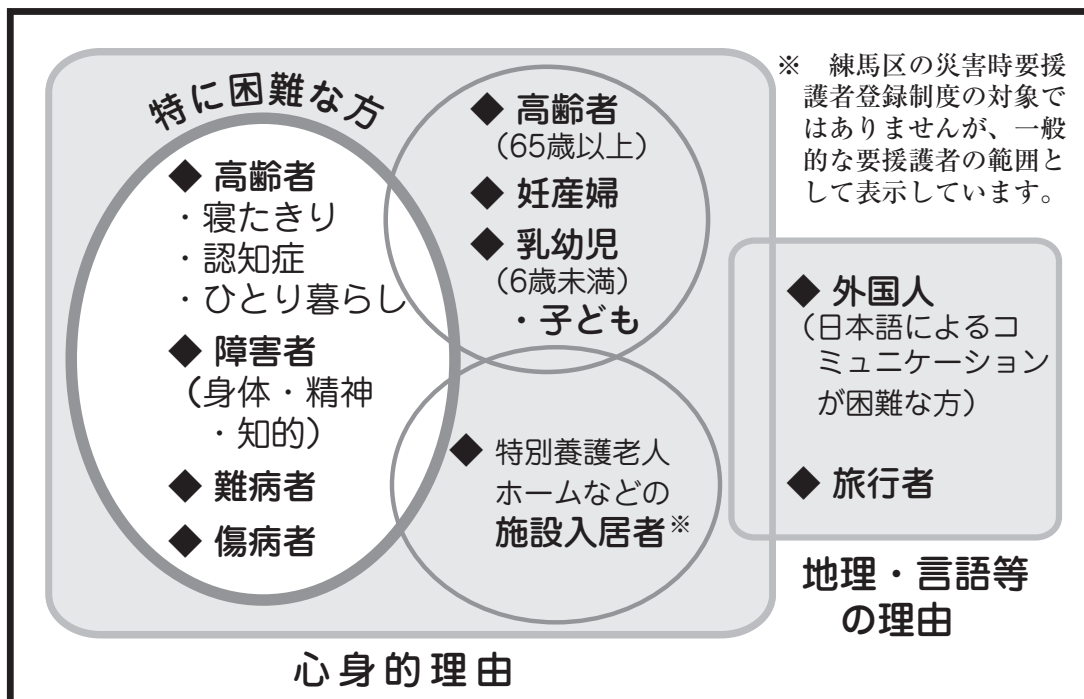


図1 災害時要援護者の範囲（イメージ）

## (2) 災害時要援護者支援の課題

大地震などの災害は、普段のくらしの中で突然襲ってきます。そんな時、誰もが少ない情報をもとにその場で判断し、自分の身の安全を守らなければなりません。が、要援護者はより厳しい状況に置かれます。

大地震などの災害において、地震発生から復興に至るまでの過程は、地震発生直後の強烈な揺れに始まり、建物などの被害や火災の発生、そうした中における初期消火活動、救出・救護活動、避難拠点（避難所）や仮設住宅での生活、都市の復興、生活の復興に至るまで長期間にわたります。

ここで、要援護者支援の課題を地震発生直後から、長期にわたる避難生活までの過程に沿って、自宅などで生活を続ける場合と避難拠点（避難所）や福祉施設・病院など、自宅外で生活を始める場合に分けてみると、図2のようになります。

これらの課題のうち、地域にしかできない要援護者支援は、**地震発生直後の「避難困難」および「救出遅れ」**に対応する支援です。「まちの防災みまもり袋」では、この課題を解決するための手法を盛り込むこととします。

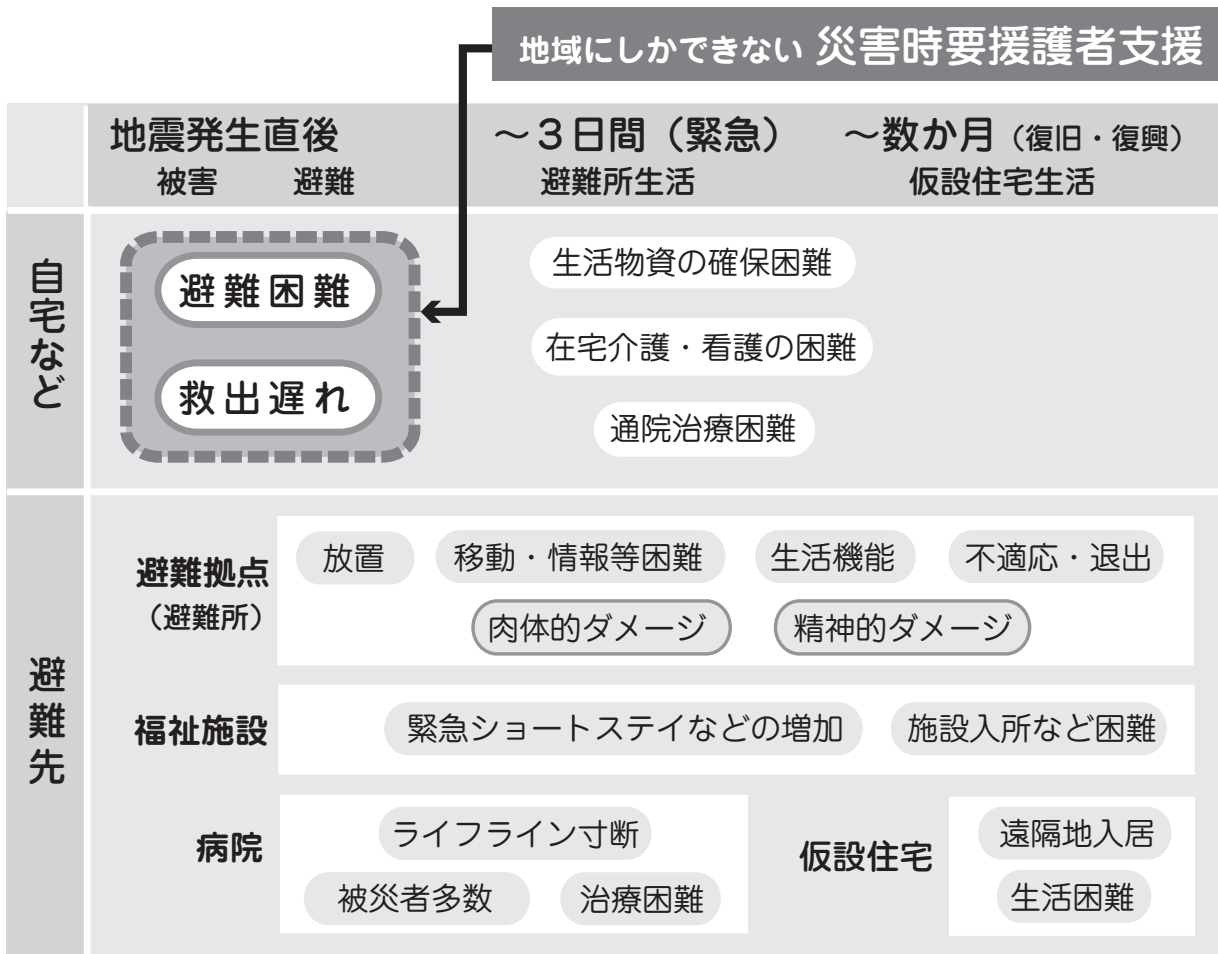


図2 地震発生後の災害時要援護者支援の課題（イメージ）

### (3) 災害時要援護者支援の主体

要援護者支援の主体としては、図3のとおり、練馬区、地域住民や各種支援団体、医療機関や福祉サービス事業者などが考えられます。

一刻を争う緊急時には、行政の支援を待つよりも、地域で主体的に対応することがきわめて重要であることは、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害の被害状況からも明らかです。

まずは、防災会（町会・自治会）のみなさんが、この課題について十分に認識、理解し、支援対策に積極的に取り組んでいただくことが重要です。そのためには、日ごろからコミュニケーションを取り合い、いざというとき、お互いが信頼して行動できるようにすることが大切です。

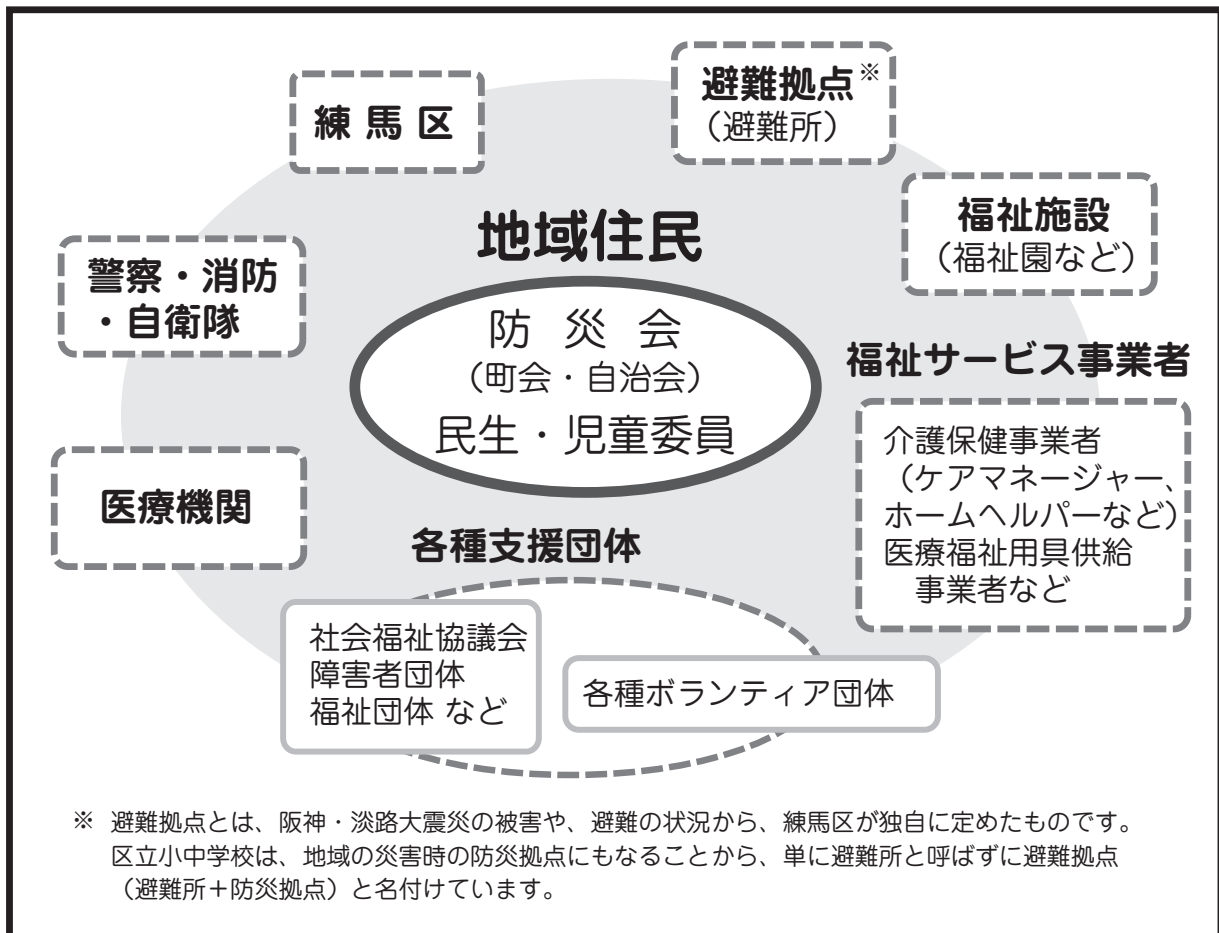
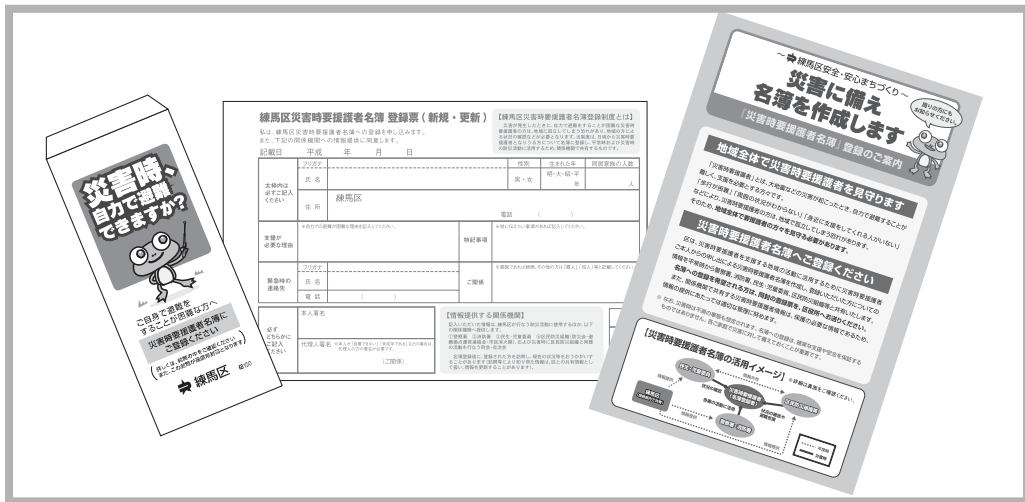


図3 災害時要援護者支援の主体（イメージ）

## II

# 練馬区災害時要援護者登録制度について

練馬区災害時要援護者登録制度とは、災害時要援護者を支援する地域の活動に活用するために、災害時要援護者ご本人からの申し出により「災害時要援護者名簿」を作成するものです。



### <名簿の対象者は…>

居宅で生活している方で、「災害時に自力で避難することが困難」な方を対象として以下の方を想定しています。

- ① 介護保険の要介護3以上の認定を受けている
- ② 身体障害者手帳1級または2級の認定を受けている
- ③ 愛の手帳1度から4度までの認定を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の認定を受けている
- ⑤ 65歳以上の高齢者で、ひとりぐらしまたは高齢者のみの世帯に属する
- ⑥ 難病（国および都の難病等医療費助成認定）の患者
- ⑦ その他、登録を希望する者

### <名簿の提供先は…>

この名簿は、区の関係部署で共有するとともに、以下の関係機関に提供し、それぞれの活動に活用されます。

- ① 民生・児童委員
- ② 区民防災組織（防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会）、町会・自治会 ※
- ③ 関係機関（警察署・消防署）

※

地域によっては、町会・自治会が防災会の役割を担っているため、その町会・自治会も名簿の提供対象としています。

## 1 まちあるき

～災害時に役立つ地域資源や危険箇所の把握～



地域のマップを手に自分のまちを実際に歩きながら点検し、災害発生時の要援護者支援に必要なことをイメージしてみましよう。

まちあるきを行い、地域の情報を集めましよう。



## (1) まちあるきの目的

自分のまちの中で、災害時に役立つ地域資源や災害時に危険なものをみなさんで一緒に点検ましよう。

## (2) 事前に準備しておくもの

## ◆ 各地域で準備できるとよいもの

- 「まちの防災みまもり袋 作成の手引き」(本冊子)
- デジタルカメラ
- 筆記用具(赤・青などの色サインペンなど)
- セロテープ                       ハサミ
- その他必要と思われるもの(カイロ、飲料水など)

## ◆ 区で準備できるもの

- 地域のマップ
- 防災地図
- ふせん紙・メモ
- プリンター

## (3) まちあるきの進行表(スケジュール)の例

項目	時間(目安)
開会あいさつ、本日の予定説明、参加者自己紹介	10分
まちあるきの方法説明	30分
まちあるき	60分
まとめ、発表	10分
計	110分

## (4) まちあるきの進め方

「まちあるきのチェックポイント」(90 1 1 ページ)を確認しましょう。  
参加者の人数によってグループ分けを行い、役割分担を行うなど工夫しましょう。動きやすい目安の人数は1グループ60 8人程度です。

### STEP 1 まちあるきの目的を参加者で共有します

- 大地震などの災害による被害イメージを出し合ひましょう。
- 災害情報の伝達、安否確認、救出・救護、避難誘導に役立つ地域資源を出し合ひましょう。
- 支援をする側(防災会(町会・自治会)の役員など)・支援を受ける側(地域の要援護者)のイメージを確認しましょう。
- マップの記入方法をあらかじめ決めておきましょう。

### STEP 2 地域のマップを使って、まちあるきルートを決めます

防災地図なども利用しながら、町会会館や、防災資器材格納庫を設置している公園など、地域の活動拠点を中心としたルートを設定します。その他、危険箇所の確認もできるように工夫しましょう。

一回あたりのまちあるきの距離は1 km程度、時間として60分以内が適当です。

### STEP 3 参加者で役割分担を決めます

- **進行係**…全体のリーダーとしてまちあるきの司会進行をします。
- **誘導係**…STEP 2で決めたルートをもとに、マップに従い参加者を誘導します。安全にまちあるきが行えるように自動車や自転車に注意しましょう。
- **記録係**…地域資源や危険箇所を、あらかじめ決めた記入方法で色分けしてマップに記入します。
- **写真係**…地域資源や危険箇所の撮影をします。写真撮影をしたときは、撮影場所などをメモしておきましょう。  
※ 個人情報thatが写らないように注意しましょう。

### STEP 4 さあ、出発！

災害による被害や、要援護者の避難誘導をイメージながら、実際にまちを歩いてみましょう。



## まちあるきのチェックポイント ①

### ー 防災に役立つもの（地域資源） ー

#### ◆ 各種資器材

- 防災資器材格納庫

#### ◆ 消防・消火施設および水源（使える水源をチェックしましょう）

- 消火栓
- 防火貯水槽
- ミニ防災井戸（生活用水として）
- 街頭消火器
- プール
- 池、河川

#### ◆ 飲料水として利用できる水源

- 応急給水施設・給水所
- 防災井戸

#### ◆ オープンスペース

- 公園、広場
- 駐車場、畑・緑地、空き地など

#### ◆ 関連施設

- 避難拠点（避難所）
- 地域の活動拠点・集会所
- 防災無線放送塔
- 病院（救急、整形外科など）
- 福祉施設
- 公設掲示板

#### ◆ その他 ※ここにあげた以外の資源も考えてみましょう

- 資器材などを保有する地域の建設会社や自動車整備工場
- 工務店、金物店
- ガソリンスタンド、コンビニエンスストア
- 薬局
- 公衆電話
- 公衆浴場

まちあるきをして、どこにどんなものがあるか、状態・表示などを確認しましょう。  
各戸に配布されている「練馬区防災地図」も参考にするといいですね。



## まちあるきのチェックポイント ②

### — 災害時に危険なもの（危険箇所） —

#### ◆ 道路に関するもの

- 狭い
- 道路沿いに転倒、落下しそうな不安定なものがある
- 崖などの斜面の下に道路がある
- 高齢者や障害者には負担が大きい急な坂や段差がある
- 川にかかる橋や歩道橋の状態が不安定
- 近くに迂回ルートがない
- 緊急車両が進入できるルートがない、奥まっている
- 常時、自動車の交通量が多い

#### ◆ 建物、街並みに関するもの（倒壊、転倒、落下物など）

- 老朽化した建物が道路沿いに立ち並んでいる
- 電柱、煙突、鉄塔、広告塔などが立っている
- 窓ガラスの多い建物がある
- 木造建物が密集している
- 高い塀、古い塀、ブロック塀、石塀、石灯ろうなど重量物が並んでいる
- 不安定な場所に設置されている自動販売機などがある
- 普段歩いていて、通行の障害になるもの（路上駐車、店頭商品、看板など）がある

#### ◆ 土地や地盤に関する問題

- 傾斜地や造成地になっている
- 川沿いなどで地盤が軟らかい

#### ◆ 危険物施設

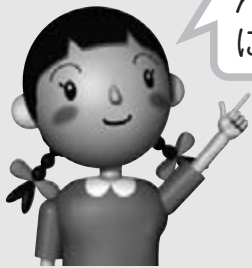
- 石油類などの危険物貯蔵施設がある
- LPG（液化石油ガス）などの貯蔵施設がある

#### ◆ その他

※ 地域特有の問題を考えてみましょう。

家やブロック塀が倒れてくると、狭い道路では避難や消火活動が難しくなるおそれがあるんですね。





マップに記入はできませんが、こんなことも一緒に考えてみましょう。

## 地域で活動している人・団体、備え・仕組み

### ◆ 地域で活動している人・団体など

- 防災会員
- 町会・自治会員
- 民生・児童委員、消防団員、福祉サービス事業者など
- 翻訳・通訳者（手話、外国語など）
- 医師、看護師
- 学校PTA、おやじの会など
- ボランティア団体、学生
- その他、特技・車両などをもっている人、昼夜を通して地域にいる人
- 地域を知っている人（商店主、タクシー業者、宅配業者など）

### ◆ 備え・仕組み

- 情報伝達手段（ホイッスル、ハンドマイク、トランシーバーなど）
- 班体制など、地域の情報連絡網
- 各戸に備蓄しておくもの（救出・救護活動に必要な資器材・医薬品、消火器など）
- 要援護者の搬送手段（担架、リヤカー、車両、おんぶひもなど）

### ◆ その他

※ みなさんの地域で利用できるもの、地域特有の資源を考えてみましょう。

地域における人々  
ものを発掘しまし  
よう。多くの方  
にご協力いただき  
たいものですね。



## 2 マップづくり

### ～地域の情報の整理と支援方法の検討～

まちあるきで調べた内容をもとにマップをつくり、みなさんで情報を確認・共有をしましょう。

#### (1) マップづくりの目的

マップづくりには次のような目的があります。

- 防災に役立つもの（地域資源）がどこにあるかを把握します。
- 地域の要援護者や住民にとって災害時に危険なものを掘り起こします。
- 要援護者への支援や、危険箇所を回避する避難経路などを考えて、解決の方法を見出します。
- 災害時や訓練時に活用できる資料とします。

マップづくりをすることで、地域が今までとは違って見えてきます。思っていた以上に有効な資源が存在していたり、一人の課題と感じていたことが、地域全体の課題であることが判明するなど、新しい発見があります。

図4のマップの例などを参考に、マップづくりを始めましょう。



図4 マップの例（色や形でグループごとに分類するなど工夫をしましょう）

## (2) マップづくりの進め方



### STEP 1 参加者で役割分担を行います

まちあるきを行った際の分担と関連づけて、役割を決めましょう。

- **進行係**…全員で確認した内容を引き出すための会話のきっかけづくりや、話を引き出す雰囲気づくりなどを行います。
- **記録係**…マップ作成の際、地域の課題が明らかになることもあります。マップに載せきれない様々な事実や意見・感想などを記録します。
- **作成係**…実際にマップに記入していく係です。まちあるきの際にあらかじめ決めたマップへの記入方法に従って記入します。

### STEP 2 まちあるきをしたルートを記入します

進行係のリードに従って、まちあるきを振り返りながら、まちあるきルートを記入しましょう。

### STEP 3 地域資源を記入します

まちあるきで確認した資源を記入しましょう。  
写真がある場合には、マップに貼りつけるなど、見やすくするための工夫も必要です。

### STEP 4 危険箇所を記入します

災害による被害のイメージも添えながら、記入していきます。

### STEP 5 支援の方法などを検討します

要援護者の避難誘導をイメージしながら、支援の方法などを検討します。

### STEP 6 作成したマップの情報を参加者で共有します

## (3) 注意点

マップづくりに使用する図面は、個人名が明らかにならないように個人情報の保護に留意しましょう。

### 3 防災みまもりカード ～災害時要援護者一人一人の支援を考えよう～

地域で要援護者への支援の仕組みを整えるためには、要援護者がどこに住んでいるのか、どんな状態なのかを平常時から把握しておくことが大切です。

災害発生時すみやかに要援護者の安否確認、救出・救護活動を行えるように、地域で把握している要援護者情報や区から提供された災害時要援護者名簿をもとに、地域での取り組みを進めましょう。

#### (1) 防災みまもりカードの目的

「防災みまもりカード」は、区から提供された災害時要援護者名簿に基づいて、または、地域で既に把握している要援護者情報をもとに、支援の具体化を行うことを目的として作成します。

防災会（町会・自治会）で、「防災みまもりカード」を活用して、災害時の支援の仕組みをつくっていきましょう。（地域で独自に作成している場合には、そのカードを活用してください。）

#### (2) 防災みまもりカードの流れ

「防災みまもりカード」は、図5のような流れに沿って保管・管理します。「防災みまもりカード」の作成時に得た情報は、防災会（町会・自治会）の責任において保管・管理し、緊急かつやむを得ないとき以外に第三者に提供しないようにします。

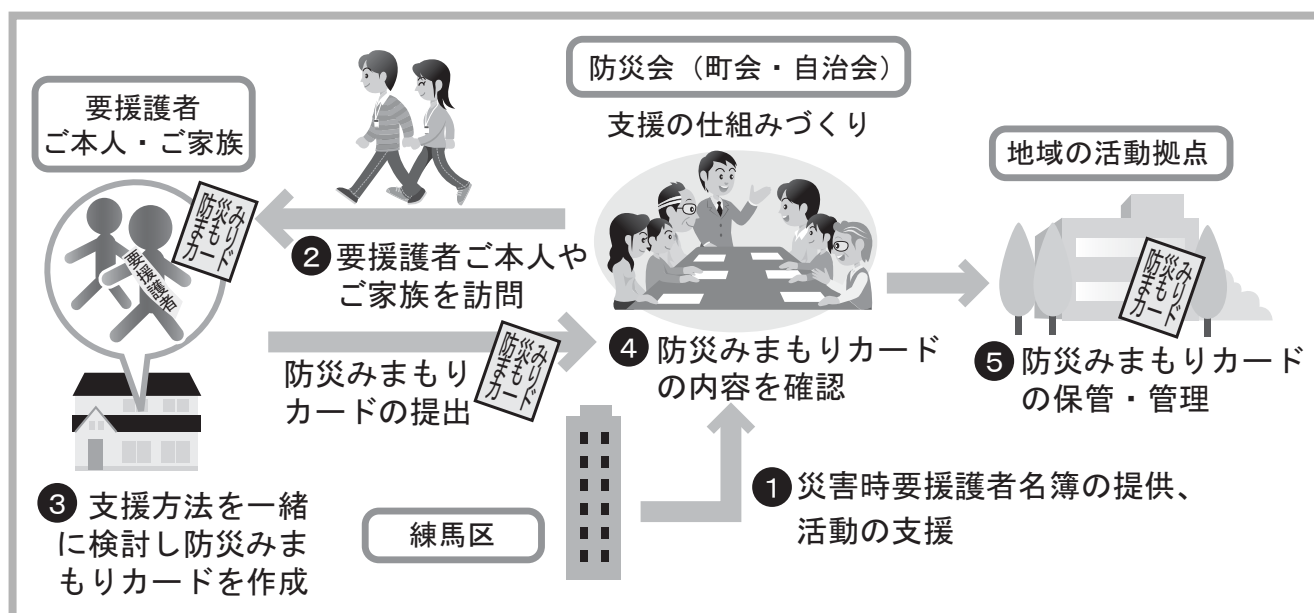


図5 防災みまもりカードの流れ

### (3) 防災みまもりカードによる情報把握の進め方

#### STEP 1 防災会（町会・自治会）に対して説明会を行います

防災みまもりカードによる要援護者情報の把握について、防災課職員が地域にうかがい、防災会（町会・自治会）で説明会を行います。



##### ポイント！



説明会には、役員のほか地域の班長や、要援護者への日ごろのみまもり活動を実施している民生・児童委員にも参加を呼びかけましょう！

#### STEP 2 区と覚書を取り交わします



区から災害時要援護者名簿の提供を受けるにあたって、防災会（町会・自治会）と区が、個人情報の取り扱いなどを記した「災害時要援護者支援事業に関する覚書」を取り交わします。

#### STEP 3 区から災害時要援護者名簿の提供を受けます

覚書を取り交わした後、区から災害時要援護者名簿の提供を受け、区に受領書を提出します。



#### STEP 4 地域の民生・児童委員や福祉サービス事業者などに協力を依頼します

防災会（町会・自治会）での取り組みについて、民生・児童委員や福祉サービス事業者などに協力を依頼します。

その際、要援護者に対する防災会（町会・自治会）での取り組みを知らせるなどして、協力関係を築きましょう。



※ 民生・児童委員は、65歳以上の高齢者で、ひとりぐらしまたは高齢者のみの世帯への訪問活動を実施しています。

## STEP 5 防災会（町会・自治会）で検討します



区から提供された災害時要援護者名簿をもとに、災害発生時の要援護者の安否確認や支援方法、平常時における個人情報保護のルールなどについて確認します。

## STEP 6 災害時要援護者を訪問し、防災みまもりカードを作成します



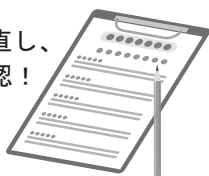
防災会（町会・自治会）で決めた担当者（役員、班長など）が、防災みまもりカードなどを持って要援護者宅を訪問し、災害時の安否確認の方法などを要援護者ご本人やご家族と話し合い、防災みまもりカードを作成します（このときできれば民生・児童委員とともに訪問します）。



## STEP 7 防災みまもりカードの確認を行います



見直し、  
確認！



訪問を終えたあと、防災みまもりカードの記入内容を確認し、必要に応じて地域の要援護者情報を記したマップなどを作成します。

## STEP 8 地域の活動拠点となっている場所で、保管・管理します



防災会長（町会・自治会長）宅や町会会館など地域の活動拠点となっている場所で、防災みまもりカードや要援護者情報を記したマップなどを保管・管理します。

## STEP 9 情報の更新を行います

収集した情報を定期的に見直すなど、情報の更新を行います。

ワンポイント  
アドバイス



要援護者を訪問の際には、地震による家具の転倒・移動防止、ガラスの飛散防止など室内の安全対策を一緒に考えてみましょう。

# 防災みまもりカードの記入のポイント

防災みまもりカードには、災害時要援護者名簿に登録した要援護者ご本人やご家族の情報などを記入します。

図6の防災みまもりカードの記入例を参考のうえ、以下の各事項について記入しましょう。

参考資料として、次ページには防災みまもりカード作成協力依頼のお願いの文書と防災みまもりカードがあります。コピーをしてご使用いただけます。

## 1 【世帯主】

要援護者ご家族の世帯主の氏名を記入します。

## 2 【氏名】

要援護者ご本人の氏名を記入します。

## 3 【現在の状況など】

介護認定や障害者手帳の状況を記入します。これらの有無にかかわらず、災害時に心配なこと（耳が遠いため情報が入りにくい、高齢者のひとりぐらしで不安など）があれば記入します。

## 4 【平常時居場所】

図を用いて、要援護者の日ごろの居場所や緊急時の侵入方法などを記入します。

## 5 【救助内容・必要人員など】

避難の際に必要な資器材および人数を記入します。

## 6 【緊急連絡先】

災害時などにおいて、緊急な連絡が必要な場合の連絡先（昼間、夜間）を記入します。

例) ご家族や福祉サービス事業者など

## 7 【その他】

その他要援護者の支援に必要な事項を記入します。

取 扱 注 意

### 防災みまもりカード

ねりま減災 防災会長（町会・自治会長） 様

私は、災害時要援護者支援事業にもとづく防災みまもりカードの趣旨に同意し、以下のとおりカードを提出し、防災会（町会・自治会）がこの個人情報に災害時に活用することを、世帯を代表して承諾します。

平成●●年●月●日現在

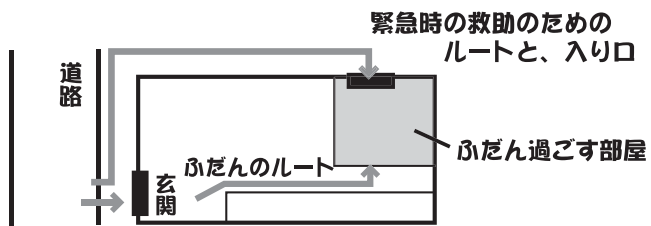
<b>1</b> 世帯主氏名 (ご家族)	(よみがな) <b>ねりま たろう</b> <b>練馬 太郎</b>	<b>2</b> 氏名 (ご本人)	(よみがな) <b>ねりま いちろう</b> <b>練馬 一郎</b>	
住所	〇〇町1-1-1			
<b>3</b> 現在の状況など	要介護4、寝たきり			
<b>4</b> 平常時居場所 ※救助時の入口を記入してください。 ※破壊可能箇所を示してください。				
<b>5</b> 救助内容 (補助具) 必要人員など	車いす（自宅に保有）または担架 介助に2名必要			
<b>6</b> 緊急連絡先 ※優先順位ごとに記入してください	①氏名 (事業者名)	<b>練馬 太郎（長男）</b>	③氏名 (事業者名)	株〇〇ヘルプサービス <b>豊玉 三郎（ヘルパー）</b>
	TEL	×××(△△△)××××	TEL	××(□□□)〇〇〇〇
	住所	同上	住所	練馬区××町2-2-2
	②氏名 (事業者名)	<b>練馬 花子（長女）</b>	④氏名 (事業者名)	
TEL	〇〇(□□□)〇〇〇〇	TEL		
住所	<b>練馬区△△町3-2-1</b>	住所		
<b>7</b> その他 (留意事項)	酸素吸入器、高血圧のくすり、オムツなどが必要			
20年9月2日更新	訓練実施	年 月 日更新	年 月 日更新	
21年4月1日更新	防災会長 ㊟	年 月 日更新	年 月 日更新	

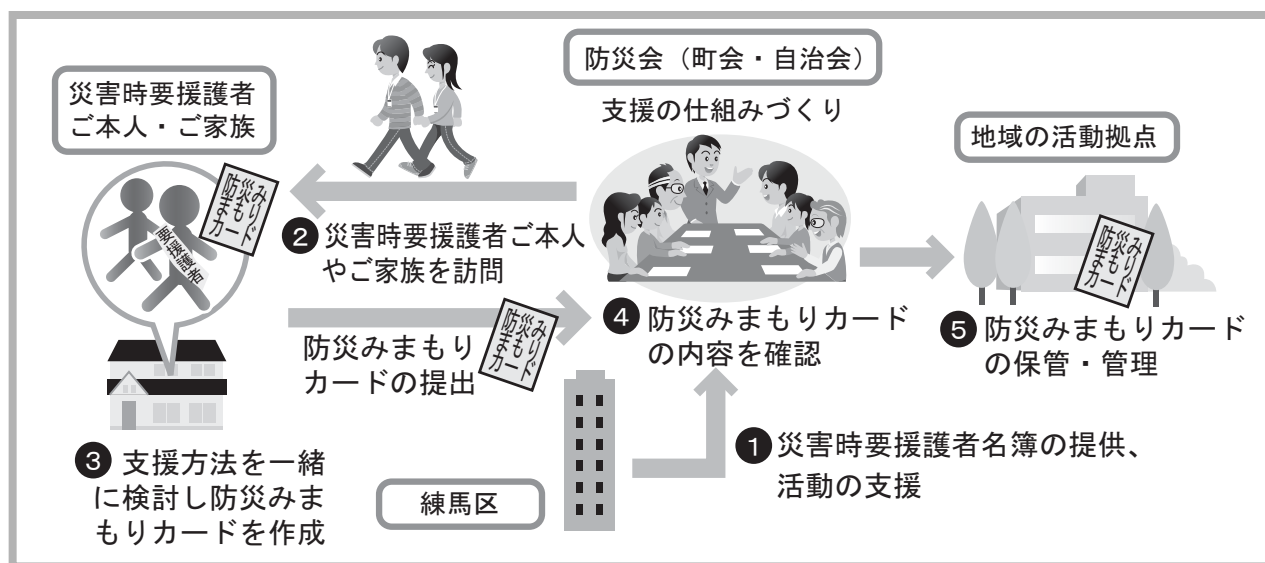
図6 防災みまもりカードの記入例

## 防災会（町会・自治会）「防災みまもりカード」について

災害に対する不安をやわらげ、災害による被害を少しでも減らすためには、いざというときの隣近所の手助けがもっとも頼りになります。

そこで、私たち\_\_\_\_\_防災会（町会・自治会）では「防災みまもりカード」により、みなさんの世帯の状況を確認し、災害時の支援の仕組みをつくっていきます。ご理解・ご協力をお願いします。

### 一防災みまもりカードの流れ一



- ① 区から災害時要援護者名簿の提供を受けます。
- ② 防災会（町会・自治会）で、地域の民生・児童委員とともに災害時要援護者ご本人やご家族を訪問し、「防災みまもりカード」の作成についてお話しします。
- ③ 災害時要援護者ご本人やご家族と一緒に、「防災みまもりカード」の内容（特に災害時の安否確認方法）を検討し作成します。
- ④ 防災みまもりカードの内容を確認します。
- ⑤ 防災会（町会・自治会）は、「防災みまもりカード」を地域の活動拠点となる場所に保管・管理します。

※ 練馬区は、防災会（町会・自治会）の実施する防災みまもりカードの取り組みを支援するとともに、支援の仕組みづくりや安否確認訓練などについて一緒に取り組みます。

なお、防災みまもりカードから得られた情報は、防災会（町会・自治会）の責任において保管・管理するものとし、緊急かつやむを得ないとき以外に第三者に提供することはありません。

## 防災みまもりカード

\_\_\_\_\_ 防災会長（町会・自治会長） 様

私は、災害時要援護者支援事業にもとづく防災みまもりカードの趣旨に同意し、以下のとおりカードを提出し、防災会（町会・自治会）がこの個人情報を災害時に活用することを、世帯を代表して承諾します。

平成 年 月 日現在

世帯主氏名 (ご家族)		氏名 (ご本人)	
住所			
現在の状況など			
平常時居場所 ※救助時の入口 を記入してくだ さい。 ※破壊可能箇所 を示してください。			
救助内容 (補助具) 必要人員など			
緊急 連絡先  ※優先順 位ごとに 記入して ください	①氏名 (事業者名)		③氏名 (事業者名)
	TEL		TEL
	住所		住所
	②氏名 (事業者名)		④氏名 (事業者名)
	TEL		TEL
	住所		住所
その他 (留意事項)			
年 月 日更新		年 月 日更新	
年 月 日更新		年 月 日更新	

## 個人情報の保護について

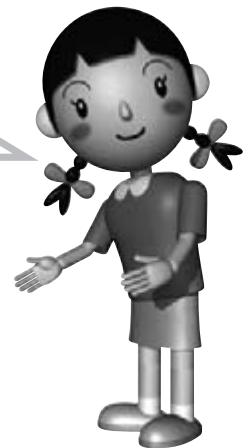
平成17年4月に「個人情報保護法」が全面的に施行されました（練馬区では、平成12年4月に「練馬区個人情報保護条例」が施行されました）。

「まちの防災みまもり袋」作成の取り組みを進めるにあたっては、個人情報保護法の趣旨を踏まえた取り扱いをし、要援護者一人一人の個人情報を保護することが必要です（区から提供された災害時要援護者名簿と一緒に「個人情報保護法」の内容を確認しましょう）。

防災会（町会・自治会）で災害時要援護者名簿をもとに、「防災みまもりカード」を作成する際には、取り扱いのルールを定めた規約などを作成しましょう。

また、防災会（町会・自治会）でも、次ページの「個人情報の保護」に関する留意点を確認していただき、個人情報の保護について十分な配慮をした取り組みを行ってくださるようお願いいたします。

区の「災害時要援護者名簿」に登録をした方々は、このたび、区や地域のみなさんを信頼して個人情報をたくされました。こうした大切な情報は、不用意に誰でも見ることができる場所に置いたり地域全員にコピーを配付するといったことは控え、慎重な管理・運用をお願いします。



### 「個人情報保護法」とは…

この法律は、個人情報の不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、個人情報の取り扱いにあたって守るべきルールを定めた法律です。この法律において「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」と定義されています。

### 「練馬区個人情報保護条例」とは…

この条例は、練馬区も個人情報保護法と同様に、区民一人一人に関する個人情報の取り扱いにあたって守るべきルールを定めたものです。

## 「個人情報の保護」に関する留意点

### 1 目的の明確化

地域で把握している要援護者情報や災害時要援護者名簿をもとに作成する「防災みまもりカード」などの個人情報は、災害時に住民が行う安否確認や救出・救護活動などに利用することに限定して収集することが求められます。

### 2 利用・取得に関するルール

個人情報は、本人の同意をもとに、直接本人から書面で取得するものとし、取得にあたってはあらかじめ利用目的を明示します。

### 3 適正・安全な保管・管理に関するルール

災害時などの緊急事態には、防災会長（町会・自治会長）の管理のもと、防災会役員（町会・自治会役員）の範囲で必要最小限の情報を共有することができます。

災害時要援護者名簿や「防災みまもりカード」は、地域の活動拠点などにおいて適正・安全に保管・管理します。

また、管理者は個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に対応します。

### 4 第三者提供に関するルール

災害時などの緊急事態を除き、原則として災害時要援護者名簿や「防災みまもりカード」から得られた個人情報を、本人の同意なしに第三者に提供することはできません。

### 5 情報収集項目

個人情報の収集は災害時要援護者名簿に基づくものとし、必要以上の個人情報の収集はできません。

## 4 災害発生時の災害時要援護者支援の流れ ～災害の発生から避難誘導までの計画づくり～

「まちあるき」「マップづくり」「防災みまもりカード」などによって、地域の現状や、地域に住んでいる要援護者への支援方法を明らかにすることはできたでしょうか？

次に、災害発生時の要援護者支援の流れについて、考えてみましょう。

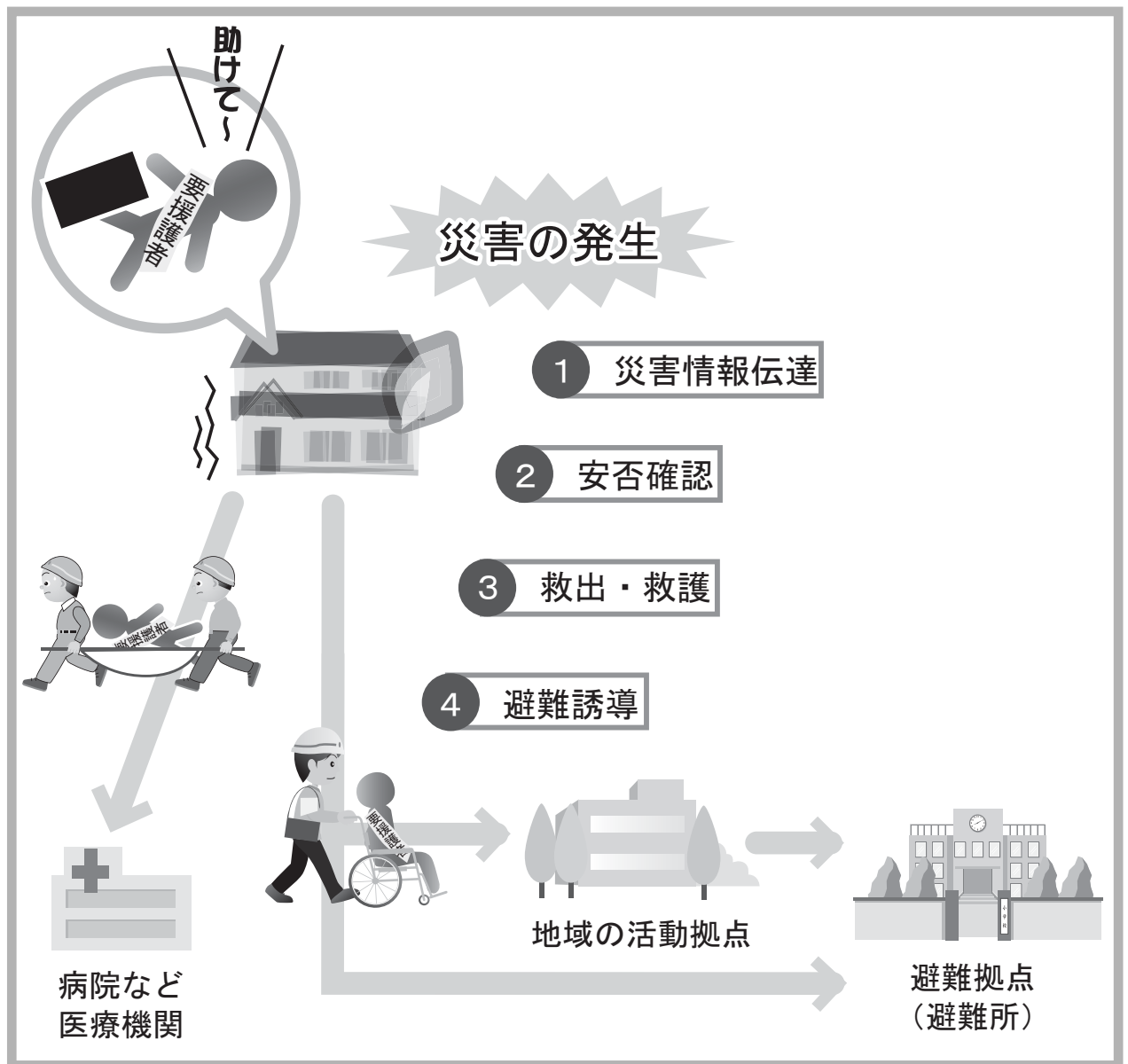


図7 災害発生時の災害時要援護者支援の流れ

## (1) 災害情報伝達

防災会（町会・自治会）は、連絡網やその他の情報伝達手段を活用して要援護者に災害情報を伝達します。情報伝達が確実に行われるように、誰が誰に伝えるのか、あらかじめ担当者を決めておきましょう。

その場合、要援護者の病状、障害特性などに応じた伝達手段が必要になるので、日ごろから要援護者ご本人やご家族とコミュニケーションを図っておくことが大切です。



### 行動のポイント



- 防災会（町会・自治会）内の情報連絡体制を確認しておきます。現状の連絡体制が十分でない場合は、この機会に再検討してみましょう。

ワンポイント  
アドバイス



○各班で情報の担当者を決め、その担当者が班のメンバーに情報伝達を行う。

- 情報伝達を行う範囲として、「班」（100 20世帯程度）が考えられます。マンションなど集合住宅の場合は棟ごと、フロアごとに「班」を設定することも考えられます。その際、責任者も決めておくといよいでしょう。

ワンポイント  
アドバイス



○班やフロアごとに防災の委員を1名任命する。

- 災害時に使えるように、様々な情報伝達手段を検討し、準備しておきましょう。

ワンポイント  
アドバイス



○ホイッスルやハンドマイク、トランシーバーなども備えておきましょう。

## (2) 安否確認

災害時は、防災会（町会・自治会）および民生・児童委員が中心となって安否確認を行います。

安否確認を行うことにより、被害の状況や避難の必要性などを把握し、適切な支援へつなげることができます。



### ■ 情報（安否確認の結果）の流れについて

安否確認の結果は、地域の活動拠点で民生・児童委員とともに集約します。この情報は、民生・児童委員を通じて区へ伝えられます。

民生・児童委員との連絡が困難な場合には、防災会（町会・自治会）でとりまとめうえで、最寄りの避難拠点（避難所）へ報告をお願いします。

### 行動のポイント



- 防災会（町会・自治会）とともに、向こう三軒両隣でも安否確認を行うなどの協力が大切です。
- 要援護者の方もご近所の方と顔見知りになるなど、日ごろからコミュニケーションをとることが大切です。
- 安否確認を実施する個々の担当者のエリアを小さくすると、効率的に安否確認ができます。
- 安否情報の発信手段としては、災害用伝言ダイヤル、ホイッスル、携帯電話のメール、ファックスなどが考えられます。

ワンポイント  
アドバイス



○安否の状況を、各戸・各世帯で簡単に明示できる方法を検討する。

私たちが安否確認をします。



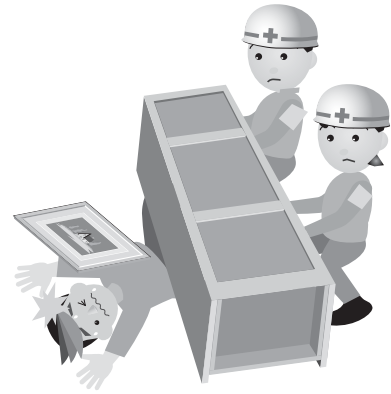
あらかじめ、どなたが来てくれるのかがわかっていると、安心感が高まります。災害がいつ起きるかわからないから、複数の方がついてくると、より安心です。



巻末の参考資料の中で、「防災みまもりカード」を活用した安否確認方法をご紹介します（28032ページ）。

### (3) 救出・救護

救出・救護活動については、警察・消防、自衛隊などの防災機関も行いますが、災害発生直後は一刻を争うため、地域の防災会（町会・自治会）が中心となって行います（必要に応じて、近隣住民に協力を求めましょう）。



#### 行動のポイント

- 要援護者の病状・障害特性に応じた救出・救護方法や資器材の準備について、あらかじめご本人やご家族を交えて話し合っておきましょう。  
要援護者を搬送するための手段として、担架やリヤカーも必要となります。
- 防災資器材格納庫などの地域資源を、防災会（町会・自治会）以外の住民にも周知しておくことが大切です。
- まちあるき、マップづくりで把握した地域資源を最大限活用しましょう。
- いざという時にスムーズに使えるように、普段から、資器材の点検や取り扱い方法の周知、身近なものを使った救出・救護訓練などを行っておくことが大切です。

#### ワンポイント アドバイス



○集合住宅などは各戸のドアが強固で、災害時に開かなくなる可能性があるので、ドアを開けるためのバールを棟ごとに準備しておく。

- 要援護者の方も、日ごろから身の回りの安全点検・安全対策を行っておくとともに、防災会（町会・自治会）の活動に積極的に参加しましょう。
- 救出・救護活動のために、人材を事前に確保しておくことが大切です。特に高齢化の進行が著しい地域では、新たな担い手を育成したり、経験者を活用します。

#### ワンポイント アドバイス



○防災会（町会・自治会）に多くの方が参加するように対策を検討することが必要。  
○要援護者を救出・救護するボランティアを募集することが必要。  
○学校で防災訓練を行うことにより、PTAと連携して中高生を新たな担い手として育成することが必要。

## (4) 避難誘導

防災会（町会・自治会）が中心となって、民生・児童委員、近隣住民が連携・協力して、要援護者の避難を支援してください。



### 行動のポイント

- 要援護者の病状、障害特性に応じた避難誘導方法や移動手段、避難拠点（避難所）について、あらかじめご本人やご家族を交えて話し合っておきましょう。

例）車いすの確保、障害を理解してもらうための目印など

#### ワンポイント アドバイス



- 搬送手段として、車いすの代わりにキャスター付きのいすなども活用する。
- 平常時から搬送用の車両提供者を定めておく。
- 高層住宅の上層階から避難する場合、階段に板を敷いてスロープにする。

- マップを活用し、要援護者の避難経路を検討しておきます。防災訓練を行うことも大切です。

#### ワンポイント アドバイス



- 防災訓練を夜間にも実施するなど、あらゆる場面を想定しておく。

- 避難拠点（避難所）までの距離が離れている場合や建物の倒壊などで避難経路が通れなくなる場合、高層住宅である場合、支援者が不足する場合など、避難誘導を妨げる要因をまちあるきやマップづくりなどの活動を通じて想定し、いくつかの方策を検討しておくことが必要です。

#### ワンポイント アドバイス



- 避難経路を複数確保する。
- 道路が複雑な場合は、事前に避難経路を指定しておくことが望ましい。
- 道路が狭く緊急時の車両通行が困難な場合は、車を使わない避難方法の検討や、日ごろから路上駐車をさせないような工夫が必要。

---



---



---



---



---

マップを使って、災害情報の整理をするには？

- 地域の拠点
- 公衆電話
- 資器材格納庫
- 公園・広場
- 消火器
- 防火貯水槽
- 消火栓
- 掲示板
- 防災井戸
- 給水所
- 病院

- 要援護者宅
- 安否確認済（無事）
- 救助必要
- 家屋倒壊
- 火災発生
- 通行困難・使用不可

このように、まちあるきをして作成したマップをもとに要援護者情報を書き込んでおきます。災害時に、さまざまな情報を加えていくと、地域全体の被害状況が把握しやすくなり、対応を考える際に便利です。訓練などをとおして、記号の形や色を工夫しましょう。



## 参考資料1 「防災みまもりカード」を活用した安否確認方法

ここでは、「防災みまもりカード」を活用した要援護者の安否確認方法をご紹介します。

### (1) 防災会員（町会・自治会員）が直接かけつけて確認する方法

◇概要：「防災みまもりカード」の作成を行う際に、安否確認を行う担当者を決めます。災害時には、担当者が要援護者のお宅へかけつけ、安否確認を行います。

◇特長：担当者を決めておくと、安心感が高まります（複数の担当者がお互いを補うような体制を決めておくと、災害がいつ発生しても柔軟な対応が可能です）。

#### 【平常時の活動】

- ① 要援護者名簿に基づいて要援護者ご本人やご家族とともに「防災みまもりカード」を作成します。
- ② 防災会（町会・自治会）で要援護者一人一人の支援方法を検討します（できれば要援護者一人一人の担当者を決めておくとい良いでしょう）。
- ③ 「防災みまもりカード」に基づいて、要援護者ご本人やご家族に災害時の安否確認を含む支援方法を説明します。
- ④ 実際に「防災みまもりカード」を用いて安否確認訓練を実施します。
- ⑤ 要援護者情報を定期的に更新します。

#### 【災害時の活動】

- ① 担当者が「防災みまもりカード」をもとに安否確認を実施し、安否の結果を地域の活動拠点へ報告します（24ページ参照）。
- ② 救助が必要と判断した場合には、救出・救護活動を実施します。けがをしている場合には病院へ搬送します（25ページ参照）。
- ③ 避難が必要と判断した場合には、避難拠点（避難所）へ誘導します（26ページ参照）。

## 地域で実施されている安否確認方法 ①

## マップを利用して情報を整理する方法

—豊玉北都営住宅連合自治会防災部の場合—

事前に要援護者情報をマップへ記入し、災害時にマップをもとに安否確認を行う方法です。

マップに記入することにより、地域全体の被害状況と要援護者の位置関係を一目で把握することができます。

部屋番号などは色で表示します。



マップに号棟を表示し、安否確認状況を記入・把握します。

※ この例は訓練上の表記であり、実際の内容とは異なります。

※ 集合住宅などにおいては、「防災みまもりカード」による要援護者の安否確認を行うとともに、その他の居住者については、世帯の代表者が防災会（町会・自治会）の活動拠点に直接安否報告を行うことで、全世帯の安否確認を効率的に行うことが可能となります。

## (2) 要援護者ご本人やご家族が、自ら無事であることを掲示する方法

- ◇概要：「防災みまもりカード」の作成を行った要援護者ご本人やご家族へ、防災会で決めた掲示物を配付します。災害時には、掲示物を玄関先などの見えるところに掲示することで無事であることを示し、掲示物をもとに防災会（町会・自治会）で安否確認を行います。掲示物として、ハンカチ、バンダナ、色付きの旗、シールなどを活用しましょう。
- ◇特長：掲示方式が地域全体に周知されると、災害時には効率的に安否確認を行うことができます（安否確認担当者の負担が減ります）。

### 【平常時の活動】

- ① 掲示物の種類を検討し、掲示物を購入します。
- ② 要援護者名簿に基づいて要援護者とともに「防災みまもりカード」を作成します。
- ③ 防災会（町会・自治会）で要援護者一人一人の支援方法を検討します（できれば要援護者一人一人の担当者を決めておくとい良いでしょう）。
- ④ 「防災みまもりカード」に基づいて、要援護者ご本人や家族に掲示物を配付し災害時の安否確認を含む支援方法を説明します。
- ⑤ 実際に「防災みまもりカード」と掲示物を用いて安否確認訓練を実施します。
- ⑥ 要援護者情報を定期的に更新します。

### 【災害時の活動】

- ① 担当者が「防災みまもりカード」と掲示物をもとに安否確認を実施し、安否の結果を地域の活動拠点へ報告します（24ページ参照）。
- ② 救助が必要と判断した場合には、救出・救護活動を実施します。けがをしている場合には病院へ搬送します（25ページ参照）。
- ③ 避難が必要と判断した場合には、避難拠点（避難所）へ誘導します（26ページ参照）。

## 地域で実施されている安否確認方法 ②

## 地域全体で旗を掲示する方法

—新潟県長岡市青葉台3丁目自主防災会の場合—

平常時、赤い旗を地域の全世帯に配付します。災害時には自分の世帯が無事であれば、旗を掲示することによって無事であることを伝え、旗がない状態であれば、ケガなどをして旗を掲示できない、という状況にあることがわかります。これにより防災会（町会・自治会）が安否確認を行います。

赤い旗の掲示により無事であることを確認します。



※ この掲示方法の逆バージョンも安否確認の方法として有効です。

普段から全世帯で赤い旗を掲示しておき、災害時に世帯が全員無事だった場合に旗をしまうことで、旗が掲示されたままの世帯で何かが起こっていることを表す方法です。この方法ですと、常時旗を掲示しているので、地域に連帯感が生まれます。

地域でどちらの掲示方法にするかを事前に決めておきましょう。

たいへんっ！



## 空き巣狙いに注意！

家に「避難しました」などの目印をつけると、どの家が不在かが一目でわかる可能性があります。目印の掲示期間を一定期間に限ったり、地域で見回りを強化するなどの対策が必要です。

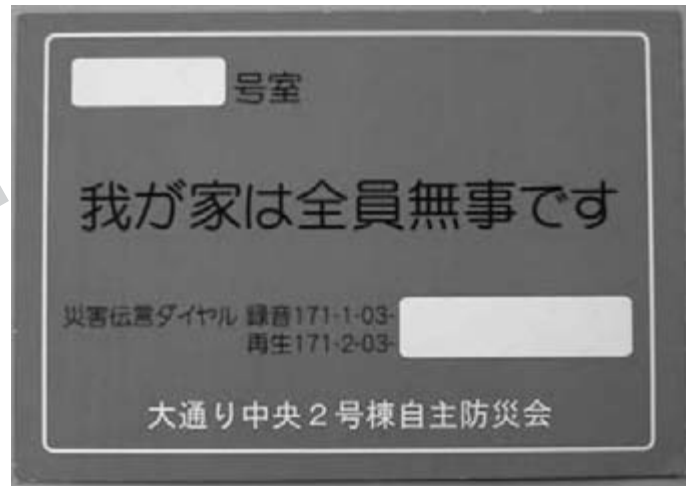


地域で実施されている安否確認方法 ③

マグネット式のシールを利用する方法  
—光が丘団地大通り中央2号棟自主防災会の場合—

事前に全世帯分のマグネット式のシールを用意し、普段は玄関扉の裏側に貼っておきます。災害時にシールを玄関扉の表側に掲示し、安否確認担当者がシールを確認することで各世帯の状況を確認できる方式です。

マグネット式で  
災害時に玄関扉の  
表側に貼りつけ  
ます。



災害時には、病院も混雑するし救急車も来ないかもしれないから、簡単なケガの手当てや心臓マッサージができるように、消防署の普通救命講習を受けておくと安心です。



血は止まったので、とりあえずは大丈夫ですよ。添え木もしましたからね。



## 参考資料 2 災害時要援護者を支援するときは

要援護者は災害が発生したとき、一人では身の安全を守ることが困難です。

また、平常時には健常者であっても、災害によって負傷し歩行困難となったり、避難先にメガネや補聴器がない、常備薬が不足してしまうなど、災害が起きたことで要援護者となる場合もあります。

災害時には誰もが周囲の助けが必要になる場合がありますので、近隣住民や災害時に近くにいる人たちが、進んで声をかけて支援するようにしましょう。

### 1 声をかけて、安心させましょう。

まず、声をかけ安心させてください。そして、現在の状況を落ち着いて伝えましょう。声をかけることが、安心して行動することにつながります。

情報の伝達方法は、日ごろから確認しておきましょう。

### 2 要援護者の安全確保と火の確認をしましょう。

地震の後におきる最大の被害は、火災によるものです。

要援護者は行動が限定されてしまい、火気の確認が困難な場合が多いので、現場にかけつけたら最初に、要援護者の安全確保と火の確認をしましょう。

### 3 安全な場所へ誘導しましょう。

状況に応じて、周りの人の協力を得ながら安全な場所へ誘導しましょう。  
(自宅にそのままいることが安全な場合もあります。その時は、長期的にみまもりをする体制が必要です。)

安全な場所に誘導するときは必ず、家屋内の電気のブレーカーを落とし、屋外のガスの元栓を閉めましょう。



電気のブレーカー



屋外のガスの元栓

※ ガスのマイコンメーターには、大きな揺れを感知して自動的に止まる装置が付いていますが、まれに誤作動することがあります。



## 代表的な支援方法

要援護者の心身の状態により、誘導や情報提供の方法も異なります。参考までに、要援護者の状況に応じた代表的な支援方法を紹介します。

### 肢体が不自由な方の場合

車いすで避難することが難しいときは、担架やおんぶひも、いす、毛布で包んで搬送するなどの方法が考えられます。いずれも複数の支援者で声をかけ合い、避難しましょう。



いすを使って搬送

### 視覚の不自由な方の場合

普段は安全に行動できていた場所（自分の家や近所など）でも、家屋の倒壊や家具の転倒などにより、安全に行動することが難しくなります。どうすればいいのかわからず、その場から動けずにいることが予想されます。

避難行動を支援するときは、白い杖を持っていない手で介助する人のひじの上をつかんでもらい、ゆっくり歩きます。足元に気をつけ、無理に引っ張ったり、押ししたりしないようにしましょう。歩く速さはそのときの状況に応じ、常に会話をしながら誘導しましょう。

盲導犬や聴導犬などの身体障害者補助犬と一緒にいる場合は、犬のいない側に立って腕をつかんでもらい、方向を説明しながら誘導しましょう。

### 聴覚の不自由な方の場合

サイレン・防災無線・緊急放送などが聞こえないため、何が起きているのか、どう行動したら良いかという情報を得ることが困難です。

情報が音声中心になりがちですので、「筆談」「手話」「身振り」などを交えて必要な情報や周囲の状況などを伝えましょう。

特に筆談は重要な手段です。筆記用具がない場合は、手のひらに指で文字を書く方法など、臨機応変に対応しましょう。

口の動きで言葉を読み取ることができる方もいます。話しかけるときは、合図して注目してもらい、正面から目の高さで、口を大きくあけ、ゆっくり・はっきり話しかけます。

停電時など暗い中では、携帯電話の画面で相互に情報を伝え合うことができます。（日ごろから携帯電話は常に充電しておきましょう。）



紙に書いて会話（筆談）

### 知的障害のある方の場合

慣れない環境への適応が一般の方以上に難しく、避難拠点（避難所）で落ち着いて過ごせないことがあります。

しかし、外見からは障害の有無を見分けることが困難であるため、周囲の理解や支援が得られず、孤立してしまう可能性があります。

不安やストレスからパニックを起こしたときには、一人になったり横になれる空間を提供するなどの支援を行いましょう。

コミュニケーションのための絵カードや、実物を示しながら、短くわかりやすい言葉を使うことで簡単な意思疎通が可能な場合があります。

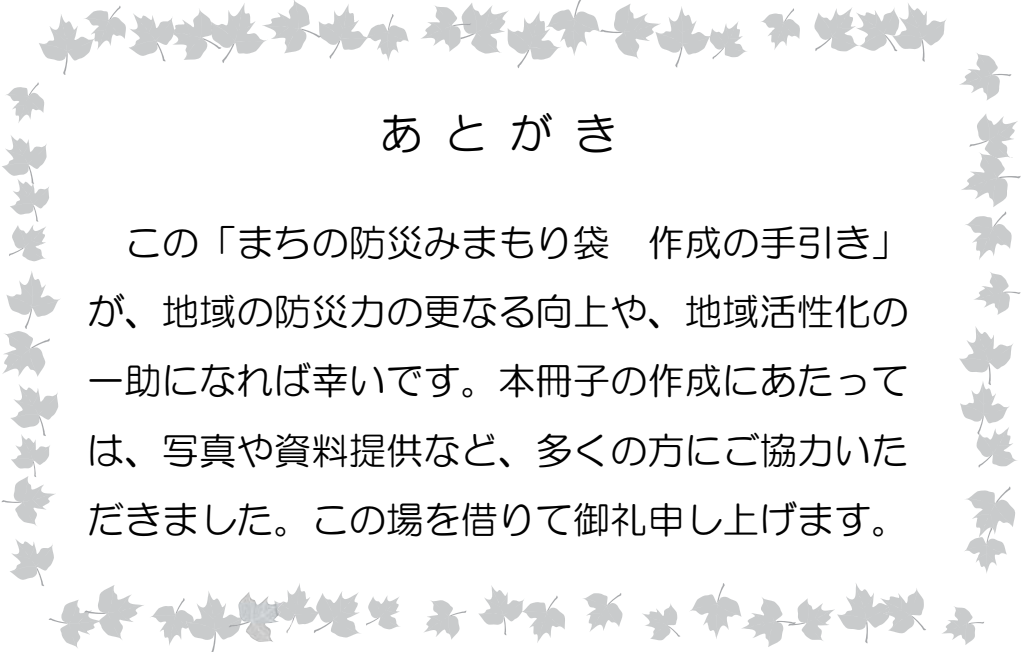
### 内部障害者の場合

透析の必要な方、人工肛門（ストマー）を使用されている方など、災害時には必要な手当てを受けられなくなることで身体に不調をきたす可能性のある方がいます。

必要な薬や装具を、あらかじめ用意しておくように話しておきましょう。特に人工呼吸器をつけている方の場合は、停電時には機械が止まってしまう危険もあるため、バッテリーの有無を事前に確認するとともに、安否確認もできるだけ早く行いましょう。

みなさんにこうした支援体制を整えていただく一方で、要援護者ご本人やご家族においても、ふだんから各々、身体にあった食べ物や薬などを備えるようにすすめてください。





## あ と が き

この「まちの防災みまもり袋 作成の手引き」が、地域の防災力の更なる向上や、地域活性化の一助になれば幸いです。本冊子の作成にあたっては、写真や資料提供など、多くの方にご協力いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

### まちの防災みまもり袋 作成の手引き 平成20年版

---

平成20年4月発行

編集発行 **練馬区危機管理室防災課**

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-3993-1111 (代)

ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

編集補助・イラストデザイン 株式会社エムビーディー

